

1. 名称

「PPP (Public-Private-Partnership) 協定 (Ⅱ)」

2. 目的

PPP/PFI の推進に当たって、民間の開催するセミナー等を活用しつつ、予算以外も含めた行政の資源を活用して民間の取組を後押しすること(=PPP)により、より効果的かつ効率的な施策の実施を図ること。

3. 協定の内容

(1) 当課がパートナーに求めるもの

①セミナーについて

A 以下の基準を満たす PPP/PFI に関するセミナーを年 4 回(四半期に 1 回)以上開催すること

- ・都道府県単位など広域的な開催を基本とすること
- ・PPP/PFI の一般論や、知識習得のための基礎講座等も含めたものとする
- ・参加者が、無償で参加できるものとする

B 参加地方公共団体等からの相談体制を整えること(必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施すること)

C ブロックプラットフォームに参画していない自治体の参画に努めること

D セミナーに関する情報(セミナー資料、参加者、質疑内容等)を当課と共有し、資料及び質疑内容等については原則公表可とすること(個人情報等は非公表とする)

E セミナー参加者に対し、別途定めるアンケートを実施し、提出すること

②その他

A 国土交通省が開催する地域ブロックプラットフォーム等との連携に協力すること

B 求めに応じ、国土交通省関係のセミナー開催など必要な情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること

(2) パートナーに当課が提供できるもの

①パートナーが開催するセミナー等において、後援・講演等の協力をすること

②パートナーが開催するセミナーについて、地方公共団体への情報提供の協力をすること

③求めに応じ、内閣府等関係府省庁、地方公共団体等に対し、パートナーが開催するセミナーにおける講演等を依頼すること(講演者に対して、交通費自己負担についてまで、当方から依頼するものではありません)

④パートナーにおいて利用できるよう当課の最新の講演資料を、リアルタイムで提供すること

⑤当課ホームページでの告知等、セミナー広報活動を行うこと

(3) その他

①官民対話を通じて、更なる連携方策について模索すること

②パートナーが、反社会的勢力ではないこと

4. 協定期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

5. 留意事項

協定に係る費用については、各者で負担して頂きます。(国土交通省から、パートナーに費用を支払うことは致しません。)